

災害事例(平成25年)

事故の型	はざまれ・巻き込まれ	起因物	一般動力機械
発生状況	<p>災害復旧工事現場において、被災者は、他の労働者1名と法面モルタル吹付作業に使用したミキサー(セメントと砂を混合する機械)の清掃作業を行っていた。</p> <p>被災者は、ミキサー側面の扉(縦33cm、横97cm)を開放し、ミキサーの内部に付着したセメント等をハンマーで叩き落とす作業を行い、ミキサー内に溜まっているセメント等を排出させるため、同僚にミキサーの攪拌装置を回転させるように合図を送り、同僚が攪拌装置を回転させたところ、被災者がミキサーの攪拌用の羽根に左手から上半身にかけて巻き込まれたもの。</p>		
原因	<p>1 ミキサー側面の扉及び原料投入口のカバーにインターロック装置(扉やカバーが開いた状態ではスイッチが入らない)を取付ける等の機械の本質安全化が図られていなかったこと。</p> <p>2 ミキサーの攪拌用の羽根を回転させながらミキサー内の清掃を行ったこと。</p> <p>3 ミキサーの清掃作業の作業手順書等が作成されておらず、作業方法が作業者任せとなっていたこと。</p> <p>4 作業者に対する安全衛生教育を定期的に実施していなかったため、ミキサー清掃時の危険性や安全に作業を行うための作業方法について、作業者が理解していなかったこと。</p>	対策	<p>1 ミキサー側面の扉及び原料投入口のカバーについて、インターロック(扉やカバーが開いた状態ではスイッチが入らない)装置を取付ける等の機械の本質安全化を図ること。</p> <p>2 ミキサーの清掃を行う際は、機械を停止した状態で作業を行うこと。</p> <p>3 ミキサーの清掃作業手順を作成し、安全な作業方法を関係労働者に周知し徹底させること。</p> <p>4 作業員に対する安全衛生教育を定期的に行い、現場作業時の危険性や安全に作業を行うための作業方法について十分な教育を行うこと。</p>
			